

○財務省告示第二百六十六号	省令第三十号	成十六年五月十三日	行条件等を次のとおり告示する。	平成十六年六月九日	一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 法律及びその条項	四 振替法の適用等	五 募入決定の方法	六 発行額	七 払込金額	八 最低額面金額	九 振替単位	十 発行日	十一 発行価格	募価格
昭五十七年大蔵省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五項の規定に基づき、平成十六年五月十三日に発行した割引短期国債の発行に關する省令（昭五十七年大蔵省令第三十号）第五項の規定に基づき、平成十六年六月九日に告示する。	国債の発行等に關する省令（昭五十七年大蔵省令第三十号）第五項の規定に基づき、平成十六年五月十三日に発行した割引短期国債の発行に關する省令（昭五十七年大蔵省令第三十号）第五項の規定に基づき、平成十六年六月九日に告示する。	割引短期国債（第三百五十回）	三十九年法律第六号（第五條第一項）の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）以下に適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	札発行を競争に付して行われる入札申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当ててゐる。	額面金額で二兆二千九百九十九億四千万円	二兆二千九百九十八億六千八百八十兆八千六百円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年五月十三日	額面金額百円につき九十九円九角四厘以上のそれぞれに応募価格	募価格						

十七	十六	十五	十四			十三	十二			
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	募入平均			
平成十六年五月十三日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	当たるときは、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	平成十六年十一月十日	十九銭四厘	額面金額百円につき九十九円九